

令和5年度 障害児相談支援 指摘事項一覧

3事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	計画の作成	相談支援専門員が利用者の居宅を訪問してアセスメントを行っていることが確認できませんでした。相談支援専門員として利用者の居宅を訪問してアセスメントを行い、その記録を残してください。	厚労省令第29号第15条第2項第6号、 障発0330第23号第2の2(11)⑦及び⑧	1
		サービス担当者会議を行っている記録が確認できませんでした。適切な時期にサービス担当者会議を開催等により、複数職種間で専門的な見地から意見交換を行い、その会議等の記録を残してください。	厚労省令第29号第15条第2項第10号、 障発0330第23号第2の2(11)⑫	1
		相談支援専門員が利用者の居宅を訪問してモニタリングを行っていることが確認できませんでした。適切な時期に相談支援専門員が利用者の居宅でモニタリングを行い、その結果を記録に残してください。	厚労省令第29号第15条第3項第2号、 障発0330第23号第2の2(11)⑯	1
2	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。従業員の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメントに関する方針等の明確化や相談体制の整備などを行い、その内容を従業員に周知してください。	基準省令第29号第20条第4項、 障発0330第23号通知第二の2(16)④	1
3	秘密保持等	管理者及び従業員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。在職中及び退職後も利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書等を交わすなどの措置を講じてください。	基準省令第29号第24条第1項及び第2項、 障発0330第23号第二の2(21)①及び②	1
4	給付費の算定	本来継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)で請求しなければならないところを、障害児支援利用援助費(Ⅰ)で請求している事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。	厚労告第126号別表1注2、 障発0330第16第四の1(2)	1
5	初回加算	初回加算を算定するために必要な基準を満たしていませんでした。適切な算定となるよう、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第126号別表3注1、 障発0330第16第四の4	1